

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

氏名 関口すみ子

本論文は、江戸時代中期から明治期中葉までにおいて、政治権力と女性との関わりがどのように論じられ、そして、それがどのように変化したかを、特に統治の中枢に関する言説に注目しつつ、綿密に実証することを試みた作品である。筆者によれば、それらの言説が、「御一新」という巨大な政治変動に深く関係し、また逆に、この政治変動によって大きな変化を受けたのである。

「はじめに」と「終わりに」に挟まれた、2編、計10章から構成されている本論文の内容は、概ね以下の如くである。

「はじめに」において筆者は、まず、最後の将軍、徳川慶喜が、後に回顧して、自分が13代将軍の世継になることを忌避した理由として「大奥の情態を見るに、老女は実に恐るべき者にて、実際、老中以上の権力あり、ほとんど改革の手を著くべからず。これを引き受くるも、とうてい立て直し得る見込み立たざりしによれり」と述べていることを引き、このような証言にもかかわらず、「大奥」が依然として真剣な研究の対象となることが少ないのは、江戸時代中葉以来の「大奥」への批判的・侮蔑的な視線が無意識に継承されているためではないかと指摘する。さらに筆者は、廃藩置県直後に「女官総免職」を決行した、西郷隆盛の腹心、吉井友実ともぎねが、その日記に「是迄女の奉書など、諸大名へ出せし数百年來の女権、たゞ一日に打消し、愉快極りなし」と書いていることを指摘している。つまり、漠然と「江戸時代、女性の力は弱かった」などと言って済まされない面があるというのである。そして、筆者は、特に将軍周辺の女性のありようをめぐる諸言説を探ることを第1編の課題とする。そして、維新がその上記の「老中以上の権力」「数百年來の女権」に何をもたらし、ジェンダー編成がどのように再編されようとしたかを探ることを第2編の課題としている。

第1編は、『埒もなき大名の妻』から『御一新』へと題されている。

その第1章で、筆者はまず、「奥」を問題として先駆的に採り上げた、荻生徂徠に注目している。徂徠は、将軍吉宗のために書いた『政談』において、大名の妻を「埒もなき」ものと呼び、当時多かった大名の公家との縁組みを批判し、また、主君の娘が家来に嫁いだ場合にも男女の序列が主従の序列に優先すべきことを主張し、さらに、低い身分出身の大名の妾が、出産によって、家来を平伏させる身分に成り上がることの問題性を指摘した。筆者の考証によれば、現に、徂徠が仕えた柳沢吉保（徳川綱吉の側近）の側室、公家の娘であったはずの正親町町子は、実は元遊女だった可能性がある。しかも、その息子は大名になっていた。徂徠は、漠然たる一般論を述べているのではないというのである。将軍・大名における女性の扱いは、武家と京都との関係という江戸時代における最も微妙な政治

問題に関係し、主従関係と身分制という統治と社会の基本原理に関わる重大な問題であった。徂徠は、それに先駆的に気づき、憂慮し、改革の必要を唱えたのである。

第2章で、筆者は、徂徠以後、「奥」「大奥」、そして「奥女中」に対し、批判的視線が強まっていったことを、種々の具体例を挙げて詳述している。筆者は、匿名で書かれた「奥」をめぐる様々な史書（徂徠の高弟、太宰春台の執筆と言われる『三王外記』等）や小説、そして川柳や春画を分析し、それらが、淫靡でスキャンダラスな空間として「大奥」を描き出し、將軍の権威を密かに掘り崩していったと指摘する。さらに、筆者は、この現象と、フランス革命におけるルイ16世にかかわるポルノグラフィの流布との、一面での類似性を、リン・ハント氏の研究を引いて指摘している。

第3章では、筆者は、第2章で述べたような傾向の強まりと同時に、貧窮に苦しむ諸藩の改革の進行と共に、大名の妻について、新しい理想像が形成されていったことを指摘し、記述している。元来、大名の妻は、大名家にとって、親類のネットワークを拡張し、家格を表示する道具としての意味を持っていた。それ故、家格に相応しい贅沢は、当然であった。しかし、それを奢侈・浪費と見なして非難し、一方で、大名の妻に、より積極的な役割を期待する考えが抬頭したのである。例えば、最も困窮していた藩の一つ、米沢藩に養子に入った上杉鷹山は、極度の儉約を実行し、「奥」において養蚕を始めさせる等の改革を行うと共に、孫娘一人一人のために教訓書を書いて嫁入りさせた。それは、藩の改革の、「奥」における中心として機能するように、教え、勧めるものであった。例えば、彼の女訓の一つは、「政事の本は一家閨門の間より起る」と述べ、「御身は此の国民の母ならずや」と諭し、「婦徳」を養って「我が国に賢婦人と仰がれ」るようになれと教えている。儒教では「君子」を「民の父母」とするが、それは「父母」という一体となった概念である。ところが鷹山は、藩主を「国民の父なり」とし、その正室を「国民の母」とし、その自覚を促したのである。

第4章では、米沢の隣、白河の藩主、老中松平定信による大奥改革が詳細に分析されている。定信の老中就任自体、大奥の女中たちの反対を押し切って実現したものだった。当然、就任後も駆け引きは続いた。筆者は、史料の綿密な分析から老女たちの動きを再現している。そして、定信は、実力ある老女たちを次々と解任することによって大奥を封じ込めようとしたが、その結果、大奥に介入する手がかりをも失い、大奥に籠もった將軍（成長した家斉）に「表」からの歯止めをかけられない状態を、結果として造ってしまった、としている。

一方、定信自身、くりかえし女訓を執筆し、夫への従順・質素、そして政事への不介入等を説いたことに、筆者は注目している。そこには男が女色に溺れてその言いなりになることへの異常なまでの警戒心が現れている。定信にとって女性は、政治にかかわる重大な関心事であり続けたのである。彼の晩年の告白的手記によれば、彼は、年少の頃から「容儀いとよき」侍女に「けそう」して「こころまで」い、その気持ちを抑え込むべく長期に

わたって苦闘した経験があった。その経験が反映しているのではないかと、筆者は示唆している。

第5章は、定信の老中辞任により、21歳で親政を始めた将軍、家斉を中心に扱っている。第1に、家斉は16人の側室から、27男、26女を儲け、諸大名に多数の養子と嫁を押しつけた。男子が産まれない大名に早々に養子をとらせ、その後に男子が誕生した例もある。尾張徳川家に至っては、家斉の子供が3度にわたって夫婦養子として入っている。そして、姫君たちは、数十名のお供をつれて降嫁していき、深刻な財政問題と軋轢とを引き起こした。それは、隠微な怨嗟を醸し、徳川宗家と御三家との、また他の大名家との共同性を掘り崩す行為だったと、筆者は指摘している。また、第2に、筆者は、家斉の下で、大奥という中心を志向する、女性を担い手とするサブ・カルチャが成長したとする。いわゆる化政文化は、江戸女性文化という面を持つというのである。庶民の娘も芸を学んで「奥」に奉公に出ることは可能だった。それによって、新たな交際と商売の路も開けた。「大奥」「奥」の大きな需要が女たちによって担われている以上、女たちのネットワークが重要性を持ったのである。また、「江戸は特に小民の子といへども必ず一芸を熟せしめ、それをもつて武家に仕へしめ、武家に仕へざれば良縁を結ぶに難く、一芸を学ばざれば武家に仕ゆること難し」とさえ評される状況もあった。したがって、女性が三味線の師匠などとして市中で自活することも可能となっていた。広く読まれた為永春水の人情本『春色梅児誉美』は、芸で自活する女たちが色男を競い、支える話であり、芸事による女性の自活と、男を立て男に尽くす『女大学』的規範との、微妙な混合物であり、規範が挑戦されないままに空洞化していったことの現れであると、筆者は論じている。

第6章では、家斉以後の、「大奥」をめぐる混乱状態が複数の角度から描き出されている。第1に、家斉の下、大奥・奢侈・政事の頽廃を結びつけ、「女」を敵視する政治的言説が噴出した。大塩平八郎の檄文や水戸学の会沢正志斎の『新論』はその先駆であった。会沢に学んだ徳川斉昭は、当主になると藩政改革に乗り出し、さらに幕府に対し、くりかえし「奥向」改革を提言した。そして天保12年について家斉が死去すると、「天保の改革」が始められた。そして、ペリー来航後、切迫する情勢の中で斉昭の諮問に応じた藤森弘庵は、上杉鷹山の改革を引きつつ、「奢侈の根元は婦女より起るなり」として、「御奥女中三分一に減少之事」という幕政改革案を提出した。斉昭自身も「女誠」を書いた。しかし、改革は容易ではなかった。現に、斉昭の子、一橋慶喜は、前引のように、「老女は実に恐るべき者にて…ほとんど改革の手を著くべからず」と考え、将軍継嗣となることに尻込みしたのである。すなわち、幕政改革の鍵が、同時に、改革の最大の障害であった。

第2に、財政や家風の維持のために、大名は、自分より家格が上の家からの嫁取りは避けるのが得策だという議論がなされていた。しかし、やがて徳川宗家自身が、政治的必要性に迫られ、その「禁じ手」に手を出した。和宮降嫁である。彼女は「万事御所風」を維持することを約束させ、内親王宣下を受けてから江戸入りした。当然、「皇妹」と「御姑」

の軋轢も、夫家茂との軋轢も生じた。かつて、家斉の娘が大名家に巻き起こしたような混乱を、将軍家自身が味わうに至ったのである。

第7章では、この江戸時代末期に、一方で、新たな「女教」の試みがなされたことが指摘され、詳述されている。例えば、西坂成庵は、嘉永7年に『校訂 女四書』を刊行し、女子が賢くなり、賢妻・賢母となるべきことを力説した。筆者によれば、それは明治の「賢母良妻」論の先駆であった。さらに、「女学校」を作るべきだという主張も出現した。吉田松陰も、「夫婦ハ人倫ノ大綱ニテ、父子兄弟ノ由テ生スル所ナレハ、一家盛衰治乱ノ界全ク茲ニアリ、故ニ先ツ女子ヲ教戒セスンハアルヘカラズ」と「女学校」を設けて教育すべきことを説いた。明治の女子教育論に連なるものが、こうして、早くも出現したのである。

第2編は、『『文明』の国へ』と題されている。

その第1章は、「御一新」と題され、まず、維新によって、「大奥」が瓦解し、諸藩の「奥」の権力もその基盤を失って崩壊したことを指摘している。一方、天皇をめぐる「女権」が問題として急浮上した。例えば勾当内侍（長橋局）は、中世以来、勅旨を奉じて仮名書きの書状を出し、實際上、天皇の秘書のごとき役割を果たし、さらに天皇と外部との取次を掌握していた。天皇の身体は、公家の各家としきたりとを体現した女官たちによって圍繞されていたのである。そこで、例えば大久保利通は、明治元年に宮廷改革に関する意見書を提出し、「表之御座 女房出入厳禁セラレ候事」と主張した。それは、斉昭の「牝鶏の害」を憎む「大奥」改革論と酷似していた。天子が将軍に代わっても、連続した問題があったのである（実際に、公家は、江戸城大奥の老女たちの供給源でもあった）。明治元年12月、一条家の3女、美子はること天皇との婚儀が行われ、翌年、彼女は「東京城」に入った。そして、明治4年、彼女の「出御」を得て、前記の「女官総免職」が決行された。これによって、禁裏にある「女権」と、大奥にある「老女の権力」という、武家政権下で発生した連続した問題に一举に断が下されたのであり、その意味で、明治維新とは、「女権」の排除、即ち「男権」の再定立だったと、筆者は指摘している。

では、皇后美子とは、いかなる存在であったのか。彼女は、幼時から西坂成庵の『校訂 女四書』に親しんだ女性であった。その師、若江薫子におこは、幕末には坂本龍馬を自宅に隠して死地から救ったといわれ、明治4年には強硬な反文明開化の主張によって鎖錮2年の判決を受けた女性である。つまり、尊王攘夷の「志士」ならぬ「烈女」であり、しばしば「女丈夫」とも呼ばれた人なのである。その若江が、皮肉にも「文明開化」の旗手となった皇后の旧師であり、彼女に「国母」たれと教え、彼女を女御とすべく運動したと言われている。美子は、『女四書』を尊び、明治26年の『女四書』刊行のきっかけをも作っている。

また、明治4年から24年まで天皇の侍講を務めた元田永孚は、美子にも理想の皇后像

を教えようと努力を続けた。明治9年には、「上杉鷹山ノ女訓」をみずから手写して献上した。鷹山における「国民の母」の「国」とは藩を指していたが、今や日本という「国」が問題となったのである。そして、彼女はその意味での「国民の母」たらんとし、実際に宮城内で養蚕をするようにもなった。しかも、彼女は「質素」であるとされた。こうして、かつて徂徠に「埒もなき」と罵られた大名の妻、大奥に鎮座していた御台所に代わって、堂々と外国使節を接見し、養蚕をし、「国母」として女子の学問を奨励し、「女徳」を体して「女訓」を垂れ、兵士を慰問し、そして「質素」な生活をおくるという皇后像が確立したのである。

しかも、明治中期頃まで、彼女は、往々「御性質の雄々し」い、「神功皇后」の如き存在としても描かれている。それは、幕末以来盛んであった「女丈夫」「烈女」「烈婦」への賛嘆の延長にあるともいえる。現に彼女の師、若江薫子は、上記のようにそう呼ばれたのであった。但し、このような「強い女」への賛嘆は、男性中心秩序を破壊するものではない、既存の規範にしばられない女性も、結局男を活かすのであれば「烈女」「女丈夫」と、亡ぼすなら「毒婦」「妖婦」と区分された、筆者はそう付言している。

さらに、美子は『源氏物語』をも愛読していたとされる。それはかねて和歌と共に、優雅な女性の教養として、尊ばれていた。その内容は、明らかに『女四書』の説く教訓と矛盾する。しかし同時に、それは、新たな「源氏絵」の主人公には相応しかつた。「源氏絵」とは、家斉の時代に大人気を博した、歌川国貞による柳亭種彦『倭紫田舎源氏』に付されたあでやかな錦絵である。その人気は、和宮の錦絵で再燃し、美子の「皇后図」に引き継がれて人々の心に浸透していったのである。彼女のあでやかな洋装姿を描いては他に追随を許さなかった楊洲周延は、現に国貞の孫弟子であった。

筆者によれば、以上のような皇后像は、「女権」を排除し、「女が政事に嘴をはさむ」ことを拒絶した「大日本帝国」に見事に対応するものであった。

第2章は、「『文明』の国へ」と題されている。「文明開化」の大波の中で進められた新たなジェンダー秩序の模索がその主題である。例えば岩倉使節団は、文明国では「婦人ヲ尊敬スル風俗」であることに驚愕した。当時盛んだったレディ・ファーストの習慣である。

「一夫一婦」はさらに問題だった。当時の西洋人はそれを「文明」と「野蛮」とを区別する重要な基準としていたからである。福沢諭吉は断乎として「一夫一婦」を主張し、妾制度を批判した。やがて廢娼論も盛んになっていった。福沢は、せめて娼妓を隠し、排斥し、差別するように主張した。とりあえず外形だけでも西洋並にしようというのであった。それは、遊女が女性の一つのありようとして確立していた旧来の伝統への批判であった。福沢をはじめとする文明知識人の言論活動により、華やかで、しかも親のために身を売った「孝行娘」でさえあった「おいらん」の地位は、じりじりと低下し、「売淫婦」とさえ呼ばれるようになっていったのである。

一方、明治10年代には、一時、西洋の影響の下、「女子参政の権」が議論の対象とな

った。「女子演説家」岸田俊子や、景山英子・清水豊子等の女権活動家も登場した。『女権美談 文明の花』と題する女子参政権を主張する小説（明治20年刊）も出た。しかし、結局、衆議院議員選挙法・貴族院令によって議員は男子に限られ、選挙権も男子に限定され、集会及政社法によって女性の政治結社への加入、政談集会への会合も禁止されたのであった。

第3章は、「制度を立てる」と題され、まず、教育勅語が「夫婦相和シ」と規定するに至った過程が詳細に分析されている。筆者は、元田永孚の「夫婦^{ヤハラ}和キ」という主張と、井上毅の「夫婦相和シ」という主張を子細に比較し、両者がいずれも「夫婦別有り」という儒学の教えと異なるように見えながら、実は後者は陰陽和合という儒学的色彩の濃い意味が込められていたと指摘している。ついで、中村正直による「賢母良妻」論の形成が取り上げられ、それが単に西洋の影響ではなく、江戸時代後期以来の「女教」「賢婦」「賢母」論を引き継いだものであることが指摘され、「高等女学校」も実は女子に「高等教育」への道を阻み、「賢母良妻」へと誘導するものであったとされている。それは、儒教的世界観を根底にして西洋近代を選択的に摂取するものであった。

こうして、ある意味で、明治の女は江戸の女より強くはないものにされていったのだと、筆者は、結論的に述べている。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては、次の点を挙げることができる。

第1は、「公」と「私」が分離していない権力の中枢において、女性が種々の意味で實際上重要な政治的存在としてあり、それ故そのことをめぐって男性知識人が議論を重ね、さらにそれらの議論が政治変動とも結びついていった、という構造と変化を、約2世紀という長期について、説得力をもって描ききったことである。無論、個々の点については先行研究もある。しかし、全体としてみれば、これは未曾有の試みであり、しかも相当の成功を収めているとあってよい。特に、江戸時代に昂まっていった奢侈と腐敗への反感が「奥」への憎悪と結合し、それが維新改革に一面で連続し、西洋の衝撃の下、政治から「女権」を徹底的に排除する形で一応の決着を見たという、本論文の提出した仮説は、単純な、「抑圧からの解放」や「封建的抑圧から良妻賢母へ」といった図式を覆す、画期的な意味を持っている。

第2は、通常政治史の表面には女性がほとんど登場しない時代について、「大奥」と「宮中」とを連続してとらえることによって、女性を政治思想史の主題として一貫して登場せしめることに成功したことである。そもそも明治維新をはさんで一つの主題で論文を書くこと自体、容易なことではない。しかし、筆者は巧みな問題設定によってそれを可能にし、日本史の無視されがちだった面に新たな光を当てたのである。

第3は、儒学者の経世論や史書、諸記録、女訓書、小説、絵画、雑誌、新聞等、多種多

様の史料を渉猟し、綿密に分析し、生き活きとした文体で、その結果を表現したことである。その研究者としての力量は、相当のものがある。

但し、本論文にも短所が無いわけではない。

第1は、記述が時に細部の考証に沈潜して行き、あるいはやや離れた主題に及び、何が本質的主题で何が派生的論点なのかが、見えにくくなり、読者を戸惑わせる箇所があることである。無論、細部についての歴史的考証も重要な意味を持ちうるのは当然ではある。しかし、叙述には、さらなる工夫がありえたと思われる。

第2に、基本的には知識人の言説が問題とされているものの、時には、それが対象としている社会的現実へと議論が進んでいる。それは事の性質上やむを得ない面があるとはいえ、そのいずれを論じているのかが不明確になっている例が無いではない。また、推論の証拠がなお不十分と思われる箇所も無いとは言えない。

第3に、「政治変動」という語を含め、用語の正確さや明晰さにおいて、時に問題があることも、否定できない。

しかし、以上の短所も、本論文の意義と価値を大きく損なうものではない。これは、多様な史料の綿密な読みに支えられた大胆な推論によって、近世・近代の日本政治思想史研究、日本のジェンダー編成の史的研究に新たな視点をもたらす作品であり、明らかにその進展に寄与するものである。本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。